スーパー堤防事業の虚構

スーパー堤防（高規格堤防）

〔注〕高規格堤防の裏のり面の幅：計画堤防高の30倍

2010年の事業仕分けでスーパー堤防事業は廃止の判定がされたが、国土交通省の巻き返しでしぶとく生き残った。

高規格堤防(スーパー堤防)の経過

○　高規格堤防事業の創設　1987年度
○　1991年河川法改正　第六条（河川区域）高規格堤防特別区域として指定

○　2010年10月　行政刷新会議の事業仕分け
　高規格堤防整備事業は「事業廃止」

○　国土交通省の巻き返し
2011年2月　　高規格堤防の見直しに関する検討会の設置
2011年8月　　高規格堤防の抜本的見直しについて(とりまとめ)
2011年12月　2012年度予算案で高規格堤防の推進を決定

平成２３年８月１１日

高規格堤防整備の抜本的見直しについて（とりまとめ）

高規格堤防の見直しに関する検討会

整備区間を総延長873kmから119kmに縮小して引き続き、推進。

見直し前の高規格堤防の整備区間　6河川の整備距離　約873km

図表5-2　高規格堤防の設置区間、要整備区間等の延長　　（会計検査院報告書 平成24年1月）

水系名	河川名	設置区間	要整備区間の延長(a)	重点整備区間の延長(b)	(b)/(a)
			km	km	%
利根川	利根川	小山川合流点～河口	362.5	49.9	13.8
	江戸川	利根川分派点～河口	120.6	53.3	44.2
荒川	荒川	熊谷大橋～河口	174.1	58.2	33.4
多摩川	多摩川	日野橋～河口	82.6	28.1	34.0
淀川	淀川	木津川・桂川合流点～河口	89.2	16.9	19.0
大和川	大和川	関西線第6大和川橋梁～河口	43.6	17.3	39.9
計			872.6	223.8	25.7

(注)　要整備区間及び重点整備区間の延長は左右両岸の延べ延長である。

見直し前の計画自体がもともと荒唐無稽のものであった。例えば、利根川に関しては河口部から中流部（八斗島地点の11km下）まで両岸の堤防全部を高規格堤防に変えるものであった。見直し後の整備計画も実現性のないものであるが、見直し前の計画はそれに何倍もの輪をかけて実現性がなく、全くの虚構の計画であった。

見直し前のスーパー堤防整備計画

利根川　363km
江戸川　121km
荒川　174km
多摩川　83km

淀川　89km
大和川　44km

見直し後のスーパー堤防の整備計画

（国交省の開示資料より）

今後の高規格堤防整備区間

河川名		下流		上流		延長（m）
利根川	右岸	―				―
	左岸	―				
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	水元公園付近（県境付近）	葛飾区	22,043
	左岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	市川市国府台付近	市川市	
荒　川	右岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江東区	国道17号BP笹目橋付近	板橋区	51,899
	左岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江戸川区	菖蒲川合流部付近	川口市	
多摩川	右岸	多摩運河付近	川崎市川崎区	国道1号多摩川大橋付近	川崎市幸区	15,322
	左岸	海老取川合流部付近	大田区	国道1号多摩川大橋付近	大田区	
淀　川	右岸	大阪市西淀川区百島地先	大阪市西淀川区	JR東海道本線橋梁付近	大阪市淀川区・東淀川区	22,796
	左岸	大阪市此花区西島地先	大阪市此花区	下島公園付近	守口市	
大和川	右岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	大阪市住之江区	南海高野線橋梁付近	大阪市住吉区	6,906
	左岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	堺市堺区	南海高野線橋梁付近	堺市堺区	
計						118,967

江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の5河川で約119kmの高規格堤防を整備する。

見直し後のスーパー堤防の整備計画

利根川	363km	→ 0km
江戸川	121km	→22km
荒川	174km	→52km
多摩川	83km	→15km

見直し後の整備計画も絵に描いた餅に過ぎず、実現の見通しはない。

江戸川下流部のスーパー堤防計画　整備距離約22km

江戸川高規格堤防整備状況図　（2018年度段階）

スーパー堤防は点の整備にとどまり、連続性がある整備になっていないので、スーパー堤防の本来の目的は到底果たせない。

2011年見直し後の整備計画は左岸0.0～14.0km、右岸0.0～19.5km

（2018年度第4 回関東地方整備局事業評価監視委員会の資料より）

荒川下流部のスーパー堤防計画　整備距離約52km

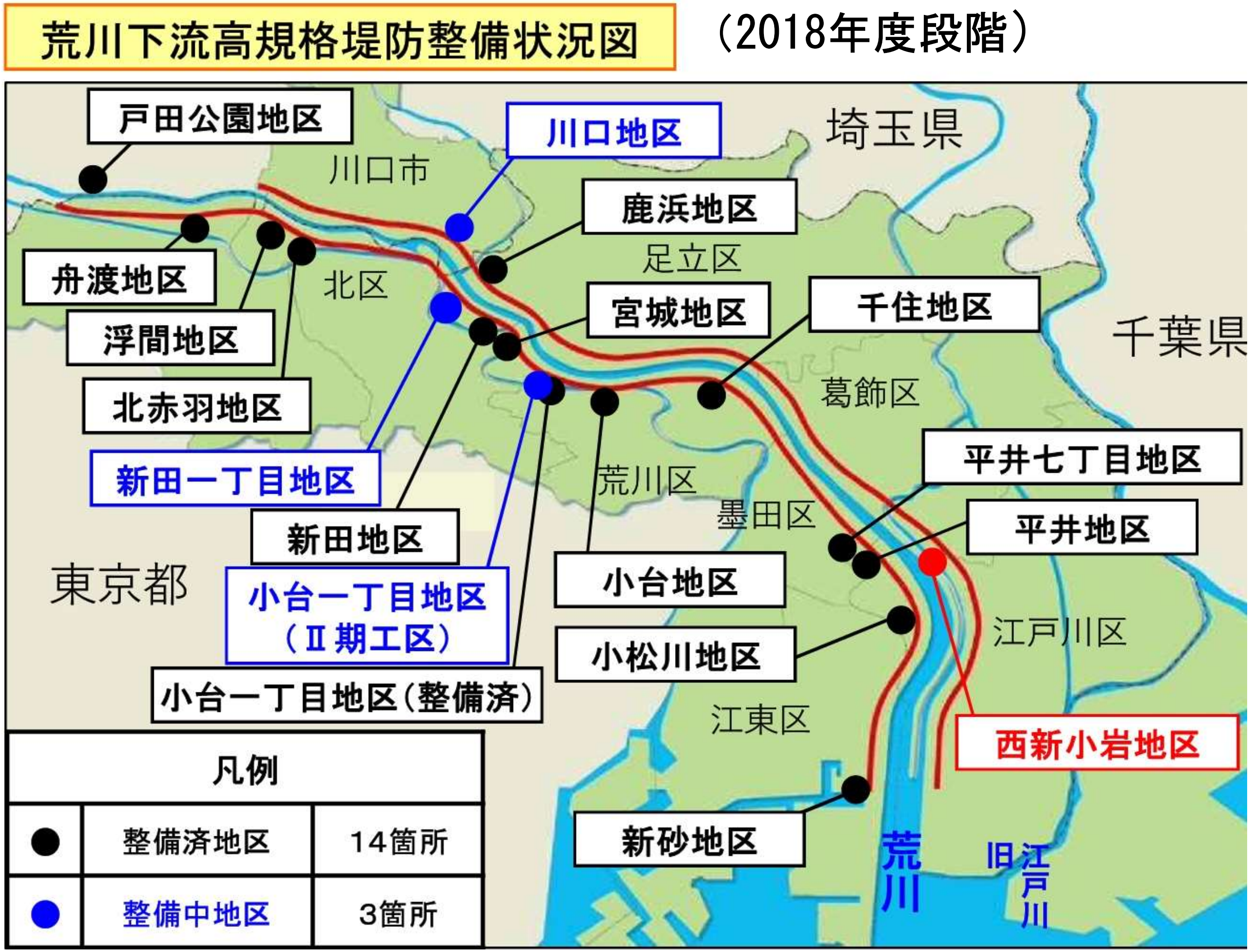

荒川でもスーパー堤防は点の整備にとどまり、連続性がある整備になっていないので、スーパー堤防の本来の目的は到底果たせない。

2011年見直し後の整備計画は右岸0.5～23.8km、左岸0.5～28.6km

（2018年度第4 回関東地方整備局事業評価監視委員会の資料より）

会計検査院報告書　　2012年1月

江戸川の妙典地区は、1992年度に事業着手し、1998年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は1，100mであるとされている。
しかし、下図 のとおり、基本断面が完成しているのは290mであり、残りの810mは地下鉄の車両基地部分について盛土が行われておらず、また、このうち700mは、通常堤防と接していないため断面の拡幅が行われておらず、堤防強化効果を発現し得ない状況となっていた。

江戸川・妙典地区（完成地区）

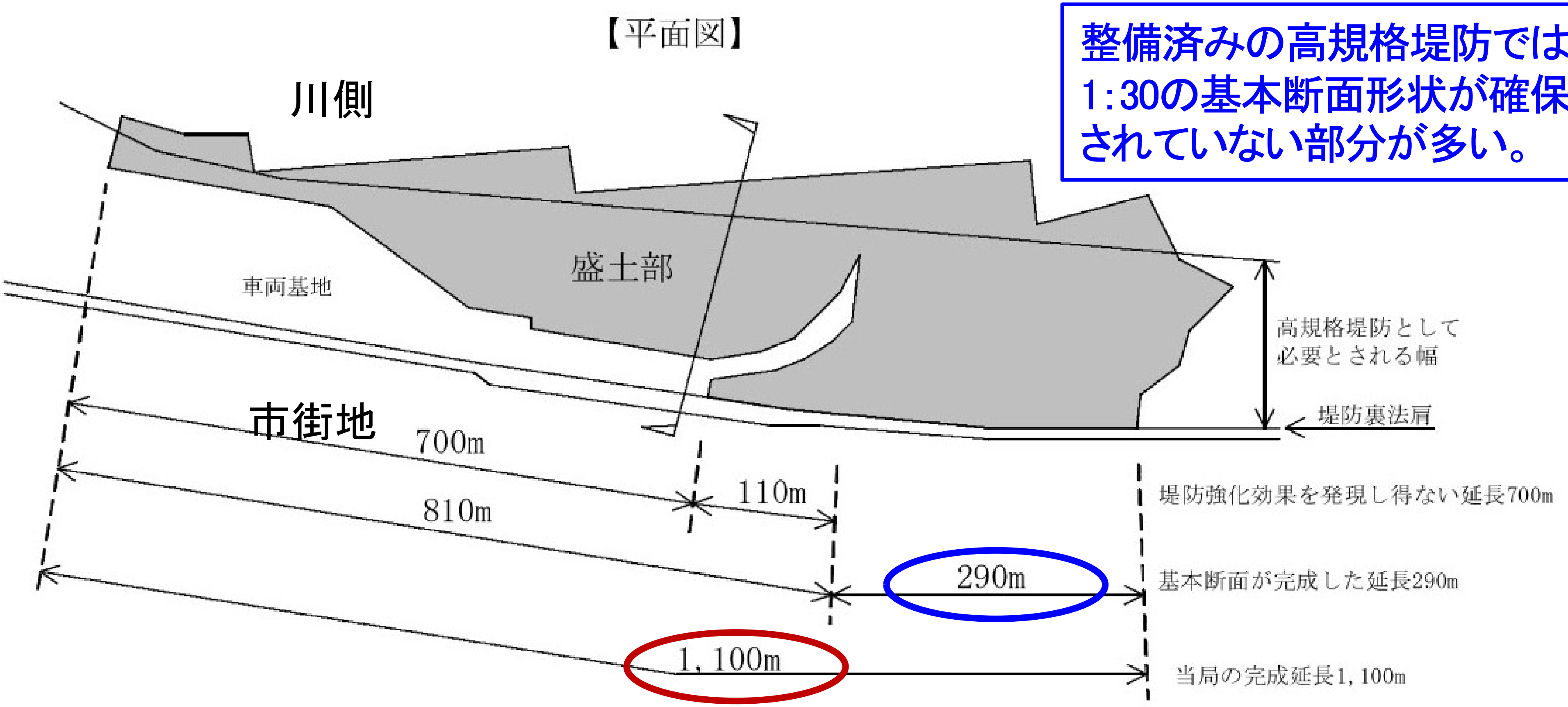

整備済みの高規格堤防では1:30の基本断面形状が確保されていない部分が多い。

江戸川下流部の高規格堤防で整備済み箇所（国交省の開示資料）

計画区間延べ　約22.04km
（左岸0.0～14.0㎞、右岸0.0～19.5㎞）で整備済み・整備着手の箇所　（2022年4月末時点）

	計画延長	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
市川三丁目（市川市）	90m	90m	（　0m）
市川南（市川市）	200m	200m	（180m）
高谷（市川市）	50m	50m	（　0m）
東金町（葛飾区）	200m	200m	（ 40m）
柴又公園（葛飾区）	90m	90m	（　0m）
妙典（市川市）	1100m	1100m	（290m）
北小岩一丁目（江戸川区）	120m	120m	（120m）
篠崎公園（江戸川区）	420m	0m	（　0m）
下妙典（市川市）	50m	50m	（ 50m）
高谷Ⅱ期（市川市）	110m	0m	（　0m）
計	2430m	（1900m）	（ 680m）

↓

実際の整備率　680m÷22km＝3.1％

（整備済み・整備着手箇所の位置はスライドNo.7を参照）

荒川下流部の高規格堤防で整備済み箇所(国交省の開示資料)

計画区間延べ　約52 km
(右岸0.5～23.8km、左岸0.5～28.6km)で整備済みの箇所　(2022年4月末時点)

	計画延長	整備延長	(基本断面形状の確保区間)
川口(川口市)	1340m	500m	(　0m)
鹿浜(足立区)	300m	300m	(　0m)
舟渡(板橋区)	70m	70m	(　0m)
浮間(北区)	100m	100m	(　0m)
北赤羽(北区)	500m	500m	(　0m)
新田一丁目(足立区)	100m	0m	(　0m)
新田(足立区)	1360m	1360m	(610m)
宮城(足立区)	300m	300m	(　10m)
小台一丁目(足立区)	360m	360m	(　0m)
小台一丁目Ⅱ期(足立区)	90m	0m	(　0m)
小台(足立区)	100m	100m	(　0m)
千住(足立区)	100m	100m	(　0m)
平井七丁目(江戸川区)	100m	100m	(　0m)
平井(江戸川区)	50m	50m	(　0m)
小松川(江戸川区)	2380m	2380m	(110m)
西新小岩(葛飾区)	200m	0m	(　0m)
計	7450m	6220m	(　730m)

実際の整備率　730m÷52km＝1.4%

(整備済み・整備着手箇所の位置はスライドNo.8を参照)

多摩川下流部の高規格堤防で整備済み箇所（国交省の開示資料）

計画区間延べ　約15.3km
（左岸1.4～8.6km、右岸0.8～8.4km）で整備済みの箇所　（2022年4月末時点）

	計画延長	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
多摩川二丁目（大田区）	120m	120m	（120m）
小向仲野（川崎市）	180m	180m	（　0m）
戸手（川崎市）	800m	800m	（260m）
戸手②（川崎市）	200m	0m	（　0m）
港町（川崎市）	360m	360m	（155m）
中瀬第一（川崎市）	100m	100m	（100m）
大師河原第二（川崎市）	250m	250m	（190m）
大師河原一丁目（川崎市）	170m	170m	（ 40m）
殿町第一（川崎市）	840m	840m	（810m）
計	3020m	（2820m）	（1675m）

↓

実際の整備率　1675m÷15.3km＝11％

江戸川下流部の高規格堤防で整備済み箇所（国交省の開示資料）

計画区間延べ　約22 km
（左岸0.0～14.0km、右岸0.0～19.5km）で整備済み・整備着手箇所　（2022年4月末時点）

計画延長	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
2430m	1900m	（ 680m）

実際の整備率　680m÷22km＝3.1％

荒川下流部の高規格堤防で整備済み箇所（国交省の開示資料）

計画区間延べ　約52 km
（右岸0.5～23.8km、左岸0.5～28.6km）で整備済み・整備着手箇所　（2022年4月末時点）

計画延長	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
7450m	6220m	（ 730m）

実際の整備率　730m÷52km＝1.4％

多摩川下流部の高規格堤防で整備済み箇所（国交省の開示資料）

計画区間延べ　約15.3km
（左岸1.4～8.6km、右岸0.8～8.4km）で整備済み・整備着手の箇所　（2022年4月末時点）

計画延長	整備延長	（基本断面形状の確保区間）
3020m	2820m	（ 1675m）

実際の整備率　1675m÷15.3km＝11％

江戸川下流部のスーパー堤防整備の必要年数

計画区間　22km　実際に完成した高規格堤防　680m
現在の進捗率　3.1%
江戸川下流部は20年以上前からスーパー堤防事業が始まっている。
（妙典地区は1992年度から、柴又公園地区1989年度から）
仮に20年経過して、整備率が3.1%とすれば
計画区間22kmの整備を終えるためには、20年÷0.031　＝　約650年　必要

荒川下流部のスーパー堤防整備の必要年数

計画区間　52km　実際に完成した高規格堤防　730m
現在の進捗率　1.4%
事業開始後20年経過して、整備率が1.4%とすれば、
計画区間52kmの整備を終えるためには、20年÷0.014　＝約1,400年　必要

多摩川下流部のスーパー堤防整備の必要年数

計画区間　15.3km　実際に完成した高規格堤防　1675m
現在の進捗率　11%
事業開始後20年経過して、整備率が11%とすれば、
計画区間15.3kmの整備を終えるためには、20年÷0.11　＝約180年　必要

スーパー堤防の整備が遅々として進まない理由

１　人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものに無理がある。

（1）　区画整理や再開発などのまちづくり事業が先行しないと、進められない。

（2）　現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立てる問題を引き起こす。

２　スーパー堤防の整備は巨額の費用が必要。

スーパー堤防は国交省自体が整備スケジュールを示すことができない、完成時期が全く不明の事業

高規格堤防の整備時期について
（国交省治水課の回答　2015年8月27日）

○　高規格堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があり、そのような機会を捉えて事業を実施しています。

○　このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、高規格堤防の今後のスケジュールや実施計画をお示しすることは困難です。

スーパー堤防の整備は強制立ち退きを伴うことがある

江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業の強制立ち退き問題

朝日新聞　２０１４年９月２１日　朝刊　３７ページ　東京西部

江戸川のスーパー堤防事業　強制排除の苦い後味

スーパー堤防建設に合わせて土地区画整理事業を進める江戸川区が、予定地に残る民家の強制排除に踏み切って2カ月余り。区は住民への説得を続け、悩んだ末に立ち退いた人もいる。とどまる住民の心も揺れる。

東京照射　TOKYO BEAM

会社員の岩井左千夫さん(58)は8月26日、北小岩1丁目にあった木造2階建て延べ68平方㍍の家を区に明け渡し、千葉県内の仮住まいに引っ越した。元の家はすでに解体され、更地になった。

この地で育った。大学の寮に移った約40年前、父親が買ったのが、その家だった。就職後、10年ほど同居し、家を離れた。戻ってきたのは8年前。母はすでに他界し、父と暮らした。父も5年前に亡くなった。

実家に戻るころ、スーパー堤防の計画を父から聞いた。現在の堤防は高さ5・2㍍。「この堤防を水が越えてくるなんて、あり得るんだろうか」。区の説明会に足を運んだが、納得できなかった。

北小岩地区の約100㍍の範囲をめぐっては昨年5月、国土交通省が盛り土を施し、区がその上に宅地を整備することが決まった。堤防沿いの住民は同年末までに立ち退くよう求められた。5月の時点で66棟あった建物は12月に20棟余りに減り、今年6月には6棟を残すのみとなった。

区は7月、岩井さん宅から20㍍もない空き家の強制解体に踏み切った。そのころ岩井さんに立ち退きを求める3度目の催告書が区から届いた。「次は私か」。不安ではあったが、「人が住む家には簡単に踏み込めないだろう」とたかをくくっていた。

7月末、区担当者は「8月19日」と期限を切った。「住民の意向はお構いなしなんだな」。岩井さんは事実上の最後通告と受け取った。応じなければ、家財道

追い詰められ立ち退き…「納得していない」

具を運び出され、家から追い出される。仕事や通院の便と関係なく仮の住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡すことで折り合った。

明け渡しの日、岩井さんは訴えた。

「区は『話し合いが実り、ご理解いただいた』と言うかもしれないが、私は納得などしていない。スーパー堤防の必要性に疑問が残っており、区や国への不信が極まった。追い詰められて出て行く住民がいることを知ってほしい」

とどまる住民も揺れる

区が強制的に解体したのは空き家1棟にとどまる。スーパー堤防に反対してきた住民のうち3組が4棟で今も暮らす。区は個別に説得を試みている。

住民に立ち退きを求めた通知の取り消しを求める訴訟の原告団長、高橋新一さん(55)は、今年9月5日に東京地裁で開かれた口頭弁論の後、立ち退きに応じることを含めて、区側と話し合っていることを支援者らに明かした。「考えたら寝られないし、仕事をしてられない」。不利な形勢に追い込まれた悔しさをにじませた。

区区画整理課の山口正幸課長は強制手続きに踏み切ったことについて、「そこまでいくまでに同意を得られなかったことは反省していかなければならない」としつつ、「事業全体を遂行するためには必要な手続きだ」と話す。残る住民については「生活面を重視して現実的な選択をしてもらえるよう努力する」。

国交省の盛り土工事は遅れている。区の早期着工要請を受け、国交省は6月下旬に予定地の一部の盛り土工事を業者に発注したが、着工できていない。区は、盛り土の上に宅地を整備して16年5月に返すと住民に約束している。区幹部の間で「期限を越えるだろう」との見方が強まっている。

区は北小岩に続き、2・5㌔下流の篠崎公園地区で、土地区画整理と緑地や道路の整備をスーパー堤防と一体で進める事業を近く本格化させる。

11日夜、篠崎公園地区の住民が区側を招いて開いた説明会。「どうせスーパー堤防の計画は変えないんでしょ」「何百年もかかる事業に協力する気になれない」。住民からあきらめと反発が交錯した。

北小岩への強硬策によって、今後事業の対象になる地域の住民が反対運動を起こし、国や区にとっては事業を進めにくくなる懸念も出ている。

山口課長は「良くなったと思ってもらえる街づくりを小岩、篠崎でやらないと、次につながらない」と話す。　（佐藤純）

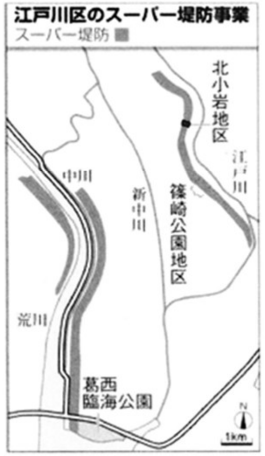

家の片付けを終え、悩んだ日々を振り返る岩井さん＝8月24日

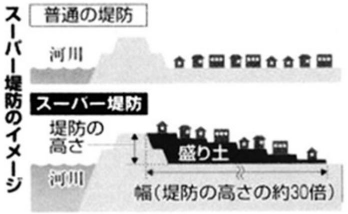

スーパー堤防

「200年に1回の洪水に備える」として、堤防の陸側に盛り土をして傾斜を緩やかにすることで、洪水で水が乗り越えても壊れないようにした堤防。国土交通省が1980年代に整備を始めた。民主党政権下の2010年時点で、首都圏、近畿圏の6河川の873㌔を整備する計画になっていた。事業仕分けで「整備に400年、12兆円かかり無駄」と批判され、「いったん廃止」とされた。東日本大震災を受けて廃止を免れ、5河川の120㌔に縮小された。江戸川区では江戸川、荒川の20㌔で計画されている。堤防の高さの30倍の幅にわたって盛り土をするため、堤防沿いの広い地域が影響を受ける。

土地区画整理

土地区画整理法に基づき、自治体などが道路、公園、宅地の整備のため、土地の区画を変えて街を整備する事業。宅地の場合、住民は自治体などから一定のルールで算出された補償金を受け取り、引っ越しや家屋の解体、仮住まい、家の建て直しなどの費用を賄う。

自治体などが、退去に応じない家屋から強制的に家財道具を運び出したり、建物を解体したりすることができる規定があり、「直接施行」と呼ばれる。

江戸川スーパー堤防裁判

江戸川区の北小岩スーパー堤防事業の差し止めを求めて、江戸川区の住民４人が提訴し、2011年11月から第一次、第二次、第三次の訴訟が行われてきた。

2020年10月29日に最高裁判所から第三次訴訟の上告棄却の決定が出て、このスーパー堤防差し止め裁判は終わりになったが、この一連の裁判によって、スーパー堤防事業とは何と愚かな治水対策であるかが明らかになった。

地裁判決

住民の損害賠償認めず

江戸川区スーパー堤防訴訟

国が進める江戸川区北小岩地区の「スーパー堤防」事業に対し、住民4人が国と区に1人100万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は25日、訴えを棄却した。

岸日出夫裁判長は「通常の区画整理でも生じる影響で、限度を超える権利侵害とは言えない」と指摘。住民の生活上の不便を認めたが、肉体的・精神的負担は先行買取に応じれば回避可能とした。

国に対して求めた盛り土工事の差し止めは、昨年3月に工事が完了したのを理由に却下した。

弁護団の大江京子弁護士は判決を受け、「一つひとつ事実に基づいて反証し、高裁の判断を求める」と控訴の意向を示した。

同区では篠崎公園地区でも2025年度までにスーパー堤防の盛り土工事を完了させる計画が進む。区は判決後、「主張が全面的に認められた。今後も安全・安心のまちづくりを丁寧かつ力強く推進していく」とのコメントを発表した。

判決を受けて報道陣の取材に応じる原告の高橋新一さんら

都政新報　2017年1月27日

高規格堤防訴訟　住民側再び敗訴

（朝日新聞　2019年7月17日）

◆高裁「必要性ある」

国が進める高規格堤防（スーパー堤防）の整備事業で、江戸川区の住民４人が、国と区に計４００万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が１６日、東京高裁（都築政則裁判長）であった。判決は、一審・東京地裁判決と同様に、住民側の請求を退けた。

一般的な堤防は断面が山型になっているが、スーパー堤防は住宅地側へさらに土を盛って、傾斜をなだらかにして、裾野部分を長くする。裾野部分を道路用地などとして活用でき、川の水があふれても決壊の危険が少なく、被害を軽減できるとされる。

住民側は、一部でしか整備が進んでいないスーパー堤防で洪水は防げないと主張。土を盛る際に転居や仮住まいを強いられたのは不当だと訴えていた。

判決は、「整備には必要性、公共性がある」などとして訴えを退けた。

（提訴　　2014年11月12日　東京地裁判決　2017年1月25日）
（最高裁　上告受理を棄却　2020年10月29日）

国交省の委員会でも基本的な疑問が投げかけられるスーパー堤防

国交省・関東地方整備局の事業評価監視委員会第8回の議事録
2016年2月22日

江戸川スーパー堤防(篠崎公園地区)についての質疑

○家田　仁委員長
いや、だからプランを言ってほしいのよ、もっと。何年くらいでこれが全部できて、そうすれば、ここの赤いところをやることの意義がこう出てくるんですよと。そっちの見通しなんて何もないくせに、これをやると超過洪水対策が、この下流部についてこんなに行きますなんて言われたって、「本当かよ」と言うしかないじゃないですか。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
将来展望なんて何にも持ってないんだけど、とりあえずここやるうと言ってるからやらせてくださいなんていうんで済むわけないじゃないですか、説明として。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
あなたの説明は全然、見通しも何にもつかないというような話でしょう。

巨額の整備費用が必要なスーパー堤防（関連事業も含めた費用）

北小岩一丁目の高規格堤防　120メートル　区と国で約64億円
　高規格堤防整備、土地区画整理事業

篠崎公園地区の高規格堤防　420メートル　区と国で約234億円※
　高規格堤防整備、土地区画整理、道路、緑地、都公園事業
　（※朝日新聞東京版2016年3月21日の記事による。）

スーパー堤防の整備単価

北小岩一丁目	1メートルあたり5,300万円
篠崎公園地区	1メートルあたり5,600万円

スーパー堤防整備単価を北小岩や篠崎公園の実例を使って、1メートルあたり5,000万円とすると、
　江戸川の未整備区間　約20kmの整備費用は約1兆円にもなる。
⇒　スーパー堤防の整備は費用の面でも現実性がない。

（整備費用約1兆円の計算内容はスライドNo.22を参照）

スーパー堤防の整備費用の内訳（関連事業も含めた費用）

北小岩一丁目スーパー堤防の場合（整備距離120メートル）

① 北小岩一丁目東部地区土地区画整理事業の事業費 （甲110号証）
（江戸川区）
事業計画（第3回変更） 平成29年2月14日
51.01億円（国土交通省の負担金を含む）

② 江戸川高規格堤防整備事業（北小岩一丁目地区）の事業費（甲111号証）
（国土交通省関東地方整備局）
再評価 平成25年5月9日
30.01億円（家屋移転の補償費17.16億円を含む）

上記②のうち、家屋移転の補償費は①と重複しているので、それを除くと、当地区の総事業費は51.01＋30.01－17.16＝63.86億円となる。

したがって、北小岩一丁目スーパー堤防の整備単価は1ｍあたり
63.86億円÷120m ＝約5300万円

この整備単価を使うと、江戸川の未整備区間 約20kmの整備費用は
5300万円／ｍ ×20km ＝ 1.06兆円

現在のスーパー堤防は避難場所にもならない

行政は、スーパー堤防は一部しかできていなくても、「その敷地を一時的な高台避難地として活用することが可能となる」と述べている。

① 「点」の整備しかできていないスーパー堤防は一時的な高台避難地にもならない。超過洪水が発生した場合、周辺は通常堤防であるから、越水・決壊の危険に晒されている。わざわざ、江戸川等の大河川に面する長さがわずかな距離のスーパー堤防の上に避難しようする人がいるはずがない。

② スーパー堤防の用地は大半が住宅地であり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることはできないから、高台避難地になるはずがない。

③ 避難住民のためのトイレ等の避難施設が何も用意されていないところが避難地になるはずがない。

スーパー堤防についてのまとめ

遅々として進まず、治水対策の役目を果たさないスーパー堤防整備事業、公費を浪費するだけで、関係住民の生活に大きな影響を与えることがあるスーパー堤防整備事業は早期に終止符を打つべきである。